

○狭山市駅西口駐車場管理規則

平成21年10月21日

規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、狭山市駅西口駐車場条例（平成21年条例第25号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、狭山市駅西口駐車場（以下「駐車場」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(回数券)

第2条 回数券の再発行は、しないものとする。

(定期券の交付申請等)

第3条 定期券の交付を受けようとする者は、あらかじめ様式第1号の定期券交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、定期券により条例第3条に規定する自動車等（以下「自動車等」という。）の駐車を認めるときは、定期券を交付するものとする。

3 定期券により駐車できる自動車等は、その定期券に記載された車両番号の自動車等に限るものとする。

4 定期券の交付を受けた者が、定期券を紛失し、著しく汚損し、又はき損したときは、様式第2号の定期券再交付申請書を市長に提出しなければならない。

(入庫方法)

第4条 駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、普通自動車及び自動二輪車（条例第3条第1号及び第2号に規定する普通自動車及び自動二輪車をいう。以下同じ。）を駐車場に入庫させるときに、入出庫を管理する装置（以下「管理装置」という。）より、駐車券の交付を受けなければならない。

2 利用者は、原動機付自転車（条例第3条第3号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）を駐車場に入庫させるときに、精算機の固定器具（以下「固定器具」という。）に原動機付自転車を固定させなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、定期券による利用者（以下「定期利用者」という。）は、自動車等を駐車場に入庫させるときに、定期券に記録された情報を管理装置に認識させなければならない。

(出庫方法)

第5条 利用者は、普通自動車及び自動二輪車を駐車場から出庫させるときに、駐車

券に記録された情報を管理装置に認識させ、当該管理装置に表示された使用料の額又は当該額に相当する回数券を納付しなければならない。

2 利用者は、原動機付自転車を駐車場から出庫させるときに、精算機に表示された使用料の額又は当該額に相当する回数券を納付しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、定期利用者は、自動車等を駐車場から出庫させるときに、定期券に記録された情報を管理装置に認識させなければならない。

(駐車券の紛失等)

第6条 利用者は、駐車券を紛失したときは、直ちに様式第3号の駐車券紛失届を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の駐車券紛失届を受けたときは、その内容を確認するために、当該届を提出した者に対し、運転免許証等の提示を求めることができる。

(禁止行為)

第7条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の自動車等の駐車を妨げること。

(2) 駐車場の施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をすること。

(3) 火気を使用すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、利用者が前項に規定する行為をした場合において、その都度、利用者に必要な指示をし、又は駐車場から自動車等の退去を命ずることができる。

(利用の制限の特例)

第8条 条例第11条ただし書の許可を受けようとする者は、様式第4号の継続駐車申請書を市長に提出しなければならない。

(住所等の変更届)

第9条 定期利用者は、住所、氏名又は駐車場を利用する自動車等を変更したときは、様式第5号の住所等変更届に定期券を添えて、市長に提出しなければならない。

(違反自動車等に対する改善告知)

第10条 市長は、次に掲げる違反行為が行われた場合において、当該違反行為について通知及び駐車場における掲示等の方法により、利用者に対しその改善を告知することができる。

(1) 条例第11条ただし書に規定する市長の許可を受けずに、定期利用者以外の

者が入庫した日から引き続き7日を超えて自動車等を駐車している場合

(2) 定期利用者が利用期間満了後、引き続き7日を超えて自動車等を駐車している場合

(3) 定期利用者が利用期間中において、使用料を納付せずに7日を超えて自動車等を駐車している場合

(引取りの通知等)

第11条 前条の規定により、相当の期間、違反行為の改善を告知したにもかかわらず、違反行為が継続した場合において、市長は、前条各号に違反する自動車等の利用者を確認するための必要な調査を行うものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、当該利用者が判明したときは、当該利用者に対し当該違反行為に係る自動車等の引取りを通知するものとする。

(指定管理者による管理)

第12条 条例第13条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に駐車場の管理を行わせる場合における第3条第1項、第2項及び第4項、第5条第1項及び第2項、第6条、第7条第2項、第8条、第9条、第10条各号列記以外及び第1号並びに様式第1号から様式第5号までの規定の適用については、これらの規定（第5条及び様式第1号から様式第5号までの規定を除く。）中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条第1項中「使用料」とあるのは「利用料金（条例第5条第1項に規定する利用料金をいう。以下同じ。））」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、様式第1号及び様式第2号中「狭山市長」とあるのは「狭山市駅西口駐車場指定管理者」と、様式第3号中「狭山市長」とあるのは「狭山市駅西口駐車場指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、様式第4号及び第5号中「狭山市長」とあるのは「狭山市駅西口駐車場指定管理者」とする。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第12条（第5条第1項中「使用料」とあるのは「利用料金（条例第5条第1項に規定する利用料金をいう。以下同じ。））」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、様式第3号中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替える部分に限る。）の規定は、平成2

7年4月1日より施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

定期券交付申請書

（あて先）狭山市長

申請者（使用者） 住所

氏名

印

電話

次のとおり定期券の交付を受けたいので、狭山市駅西口駐車場管理規則第3条第1項の規定により申請します。

利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
車名	
車両番号	
自動車の大きさ	長さ m ・ 幅 m ・ 高さ m
自動車の所有者	住所 氏名

※係員記入欄

発行番号	
発行年月日	年 月 日
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
係員氏名	印
備考	

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

定期券再交付申請書

（あて先）狭山市長

申請者（使用者） 住所  
氏名 印  
電話

次のとおり定期券の再交付を受けたいので、狭山市駅西口駐車場管理規則第3条第4項の規定により申請します。

再交付の理由	紛失 ・ 汚損 ・ き損
原因発生年月日	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
車名	
車両番号	
自動車の大きさ	長さ m ・ 幅 m ・ 高さ m
自動車の所有者	住所 氏名

※係員記入欄

発行番号	
発行年月日	年 月 日
係員氏名	印
備考	

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

駐車券紛失届

（あて先）狭山市長

届出者 住所  
氏名 印  
電話

次のとおり自動車を駐車しましたが駐車券を紛失しましたので、狭山市駅西口駐車場管理規則第6条第1項の規定により届出します。

入車年月日及び時刻	年 月 日 ( ) 時 分
車 名	
車 両 番 号	
自動車の大きさ	長さ m ・ 幅 m ・ 高さ m
自動車の所有者	住所 氏名

※係員記入欄

受 理 番 号	
入車年月日及び時刻	年 月 日 ( ) 時 分
運 転 免 許 証 番 号	
使 用 料	円
係 員 氏 名	印
備 考	

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

継続駐車申請書

（あて先）狭山市長

申請者 住所  
氏名 印  
電話

次のとおり7日を超え継続して駐車しますので、狭山市駅西口駐車場管理規則第8条の規定により届出します。

車 両 番 号	
駐 車 期 間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)
届 出 の 理 由	

※係員記入欄

受 理 番 号	
運 転 免 許 証 番 号	
係 員 氏 名	印
備 考	

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

住所等変更届

（あて先）狭山市長

届出者 住所  
氏名 印  
電話

次のとおり住所等を変更しましたので、狭山市駅西口駐車場管理規則第9条の規定により届出します。

変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
利 用 者 氏 名		
利 用 者 住 所		
車 名		
車 両 番 号		
自動車の大きさ	長さ 幅 高さ ( ) m ( ) m ( ) m	長さ 幅 高さ ( ) m ( ) m ( ) m
自動車の所有者	住所 氏名	
その他変更内容		
備 考		

※係員記入欄

受 理 番 号	
運転免許証番号	
係 員 氏 名	印
備 考	

様式第 1 号 (第 3 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

様式第 4 号 (第 8 条関係)

様式第 5 号 (第 9 条関係)